

とよなか都市創造研究所運営委員会規則・委員名簿

豊中都市創造研究所運営委員会規則

公布 平成24.9 .28 規則119

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、とよなか都市創造研究所運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、都市政策に関する調査及び研究計画の策定等について調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)学識経験を有する者

(2)市民

(3)市長が特に必要と認める者

3 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第2項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は，政策企画部とよなか都市創造研究所において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか，委員会の運営について必要な事項は，委員長が定める。

附 則

1 この規則は，平成24年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際，現にとよなか都市創造研究所設置規則（平成19年豊中市規則第4号）に基づき設置されたとよなか都市創造研究所運営委員会の委員である者（市の職員のうちから任命された者を除く。）は，この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に第3条第2項及び第3項の規定により委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において，その委嘱されたものとみなされる者の任期は，第4条第1項の規定にかかわらず，平成25年3月31日までとする。

3 この規則の施行の際，現にとよなか都市創造研究所設置規則に基づき定められたとよなか都市創造研究所運営委員会の委員長及び副委員長である者は，それぞれ，施行日に，第5条第2項の規定により委員会の委員長及び副委員長として定められたものとみなす。

4 委員長及び副委員長に事故がある場合その他委員長の職務を行う者がいない場合における委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員会の議長は，市長が行う。

委員名簿

区 分	フリガナ氏名	役職等
学識経験者	アカオ カツミ 赤尾 勝己	関西大学文学部 教授
学識経験者	スナハラ ヨウスケ 砂原 庸介	大阪市立大学大学院法学研究科 准教授
学識経験者	ツチヤマ キミエ 土山 希美枝	龍谷大学政策学部 准教授
学識経験者	ニイカワ タツロウ 新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授
市民	アンドウ クミコ 安藤 久美子	市民（豊中市在住）
市民	サカタ ケイコ 坂田 慶子	市民（豊中市在住）

とよなか都市創造研究所運営委員会の公開について

審議会等の会議の公開の実施に関する要領

(平成13年10月 1日 施行)

第1 目的

この要領は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）23条の規定に基づく審議会等の会議の公開の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 公開、非公開の決定

- 1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。
- 2 審議会等は、会議の公開、非公開を決定するときは、原則として、当該決定後に開催するすべての会議について、一括して決定するものとする。この場合において、条例第7条各号に掲げるいずれかの情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議等を行う会議（その一部において非公開情報に関し審議等を行う場合を含む。）に限り非公開とする旨の決定を行うことができる。
- 3 審議会等は、個々の会議において審議等を行う情報が非公開情報に該当するか否かの決定権限を、あらかじめ当該審議会等の長（部会等にあっては、部会等の長）に委任することができるものとする。
- 4 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。
- 5 審議会等は、その所掌事項に変更があった場合又は社会情勢に変化等があった場合は、適宜会議の公開、非公開について見直しを行うものとする。

第3 公開の方法等

- 1 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 審議会等は、公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、公正かつ円滑な審議等が阻害されるおそれがあると認めるときは、モニターテレビによる傍聴ができる場所に傍聴席を設けることができる。
- 3 審議会等は、公開で行う会議については、当該会議の会議次第を傍聴者に配付するものとする。
- 4 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

第4 会議開催の周知

審議会等は、公開で行う会議の開催の周知を図るため、会議の開催日の1週間前ま

で、次の事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第1号）を市政情報コーナー及び当該審議会等の事務局で市民等の閲覧に供するとともに、広報誌等の活用に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 傍聴者の定員
- (4) 傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

第5 情報の提供

- 1 審議会等は、会議を開催したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録（様式第2号）を作成するものとする。ただし、非公開情報に係る事項については、記載しないものとする。
 - (1) 会議の名称
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 公開の可否
 - (4) 公開した場合は、傍聴者数
 - (5) 公開しなかった場合（会議の一部について公開しなかった場合を含む。）は、その理由
 - (6) 出席者
 - (7) 議題
 - (8) 審議等の概要（主な発言要旨）
 - (9) 事務局
- 2 審議会等は、1の会議録及びこれに係る会議資料を市政情報コーナーにおいて市民等の閲覧に供するものとする。ただし、非公開で行った会議に係る会議資料（その一部を非公開で行った会議にあつてはその部分に係る会議資料）については、この限りでない。
- 3 市長は、審議会等の名称、所掌事項等の一覧表を作成し、市政情報コーナーにおいて、市民等の閲覧に供するものとする。
- 4 市長は、毎年度1回会議の公開の状況を取りまとめ、公表するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、審議会等の会議の公開の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年6月1日策定）によりなされた手続その他の行為は、この要領によってなされたものとみなす。

とよなか都市創造研究所運営委員会の会議傍聴要領

実施 平成23年7月1日

改正 平成24年10月1日

1 目的

この要領は、とよなか都市創造研究所運営委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 傍聴定員

会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）の定員は、5人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

3 傍聴手続き

- (1) 傍聴者は、受付で所定の用紙に氏名及び住所を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開始時刻の30分前から先着順に行うものとする。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選により傍聴者を決定する。

4 傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 旗、のぼり、プラカード類を携帯している者
- (4) 前3号に掲げる者の他、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

5 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号の定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となる行為をしないこと。

6 撮影、録音等の禁止

傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。

7 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

8 違反に対する措置

会長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこの要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。

9 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成24年10月1日から実施する。

2 この要領の実施の際、現にとよなか都市創造研究所設置規則（平成19年豊中市規則第4号）に基づき設置されたとよなか都市創造研究所運営委員会の会議（平成23年6月10日平成23年度第1回会議）での審議を受けて実施したこの要領は、とよなか都市創造研究所運営委員会規則（以下この項「規則」という。）附則第2項及び第3項の規定に基づき、規則施行の日に規則第8条の規定により委員長が定めたものとみなす。

平成 24 年度（2012 年度）事業報告について

. 調査研究

- 1) 基幹研究 「少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究
- 住民基本台帳の異動情報からみた人口移動 - 」
- 2) 基礎研究 「道路整備に伴う居住者特性の変化の調査 - 庄内駅西部地区を事例
として - 」
- 3) 基礎研究 「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究（ ）」

. データバンク

資料の収集

種類	冊数
市政資料	166 冊
書籍	15 冊
雑誌	101 冊
シンクタンク刊行物	74 冊
計	356 冊

. 普及啓発

- 1) 機関誌「TOYONAKA ビジョン 22 Vol.16」の発行
【特集テーマ】 地方政府間の広域連携における課題や方策
【トピックス】 海外における広域連携の現在
- 2) 調査研究報告書の発行 . 調査研究を参照
- 3) 調査研究報告会の実施
【日時】 平成 25 年（2013 年）6 月 14 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 4 時
【場所】 くらしかん 3 階 体験学習室
【内容】 第一部 : 平成 24 年度調査研究（3 テーマ）の報告会
第二部 : 講演会「地域ブランドによるまちづくり」
<講師 濱田 恵三（流通科学大学サ - ビス産業学部 教授）>

. 人材育成

大学インターンシップ生の受入れ 3 名

. とよなか都市創造運営委員会

- 開催 第1回 : 平成24年(2012年) 12月28日(金)
第2回 : 平成25年(2013年) 2月21日(木)

委員 6名

少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究

・平成 24 年度研究の概要

(1) 調査の背景・目的

人口減少時代といわれている現在、多くの自治体で、子育て世帯の流入誘導施策といった人口の社会増を念頭においた政策が展開されるようになっている。その中、本研究は、市の人口の社会増減の現状を把握し、今後の政策形成に寄与することを目的に実施している。

(2) 調査内容

- 1) 豊中市の人口について、国勢調査や人口動態推計等をもとに概観
- 2) 住民基本台帳（異動情報）から豊中市における社会動態を集計し、市の人口移動の特徴を考察

(3) 調査結果

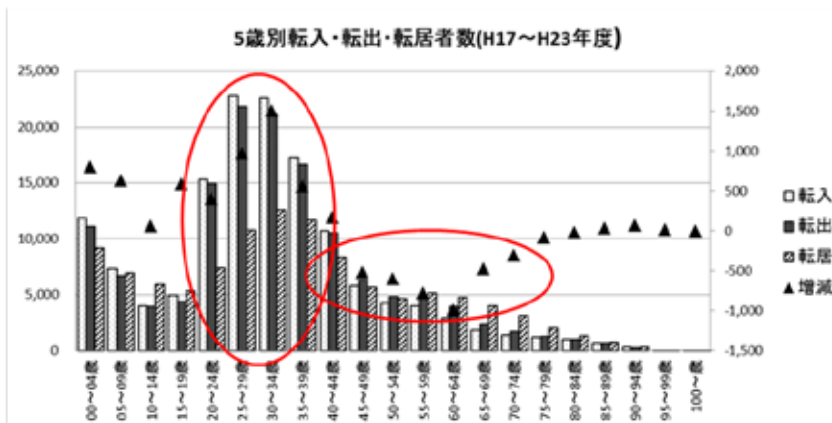
1) 人口動態

： 自然増減の幅 縮小
 社会増減の幅 縮小
 人口増減 ほぼ横ばい



2) 移動者

： 20 歳、30 歳代 移動率が極めて高い、転入者が超過
 45 歳以上 転出者超過、転居者数も増加



3) 移動(住所)

- ： .吹田市・大阪市からの転入超過、阪神間・豊中以北市町村への転出超過
- .豊中市北東部への全年齢層での流入超過
- 豊中市南部への全年齢層での流出超過

(4) 今後の研究課題

- 1) 移動理由や要因の解明
- 2) 定住意向を持つための要因 の調査

・平成 25 年度研究の内容

(1) 研究内容

- 1) 「移動理由や要因の解明」「定住意向を持つための要因」の調査
アンケート調査で実施
- 2) 人口問題に起因する将来における課題の抽出
庁内研究グループによる調査および人口推計を実施

(2) 「移動理由や要因の解明」「定住意向を持つための要因」の調査

- 1) 転出・転入・転居を経験した世帯を対象に、アンケートを実施し、転出・転入・転居の要因、及びこれら世帯の本市への評価を調査する
- 2) 転出世帯と転入世帯の調査結果の比較等から、本市への定住意向を高めていくための要因について分析する。

- 調査概要案 -

- 対象 : 平成 24 年 (2012 年) 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に、市から転出した世帯、市に転入した世帯、市内で転居した世帯
- 方法 : 郵送による (転出・転入・転居各 1,700 世帯程度)
- 視点 :
- ・ 移動の実態 (発着地、住宅所有関係、居住費用、家族人数の変化、豊中市居住年数等)
 - ・ 移動の理由 (本人の意思か、仕事の都合か、施設の都合か等)
 - ・ 住居の選択行動 (住居選択の際に重視した基準、移動先をどのように知ったか、どの地域を調べたか等)
 - ・ 豊中市の評価 (前住地と現住地の評価)

(3) 人口問題に起因する将来における課題の抽出

- 1) 庁内に人口問題に関する研究グループを発足させ、平成 24 年度研究や各課の把握している情報を元に、将来的な課題を抽出する。
- 2) 平成 17 年国勢調査と平成 22 年国勢調査を元に、コーホート要因法等による人口推計を行い、市の将来人口やその構成比を把握する。

- 研究グループの考え方 -

- 目的 :
- ・ 人口やその構成比に起因し、各行政分野において、将来的に顕在化してくるであろう課題を把握する。
 - ・ 職員の政策形成能力の向上に寄与する。
- 対象 : 係長級までの職員を公募 (10 名程度)
- 回数 : 6 月から 12 月 (6 ~ 7 回程度)

・スケジュール

4 月 ~ 6 月	7 月 ~ 9 月	10 月 ~ 12 月	1 月 ~ 3 月
・研究内容・方法の検討 ・研究グループの設置	・研究グループ研究会の開催 ・アンケートの実施 ・人口推計の実施	・研究グループ研究会の開催 ・アンケートの集計・分析	・研究グループ発表会の開催 ・研究報告書発行 ・研究報告会開催

．平成 24 年度研究の概要

(1) 研究の背景・目的

市の都市拠点の 1 つである庄内地区は、現代的な都市計画が導入される以前に都市化が進み、高密度住宅と小規模小売店が過密する旧市街の特徴を有する。そこで本研究では、今後の再開発を念頭に置き、当該地区における人口や世帯構成の推移をミクロ的にまとめることを目的とした。

(2) 調査内容

1) 交通整備に伴う都市核の将来予測の調査 (平成 24 年度 ~ 25 年度の 2 力年)

企画調整室との共同調査：インフラ整備に伴う人口変化、人の流れの変化の将来像
対象：千里中央地区、大阪国際空港周辺、庄内地区

研究所は庄内地区西部を担当

2) 庄内地区西部における人口や世帯構成の推移を、小地域を単位として分析

対象とする地域：穂積 1~2 丁目、野田町、庄内西町 1~4 丁目、庄内幸町 1~4 丁目
平成 7 年 ~ 23 年の住民基本台帳データを利用

(3) 調査結果

1) 年齢別人口の推移：

- ・年少人口割合 横ばい
- ・生産年齢人口割合 減少
- ・老年人口割合 急増

2) -1 高齢者数の時系列変化：

高齢者数の増加

高齢化率(H23): 32.5% 市平均(H22): 22.0%

-2 高齢者世帯構成の時系列変化

庄内幸町 2 丁目、庄内西町 1 丁目、庄内西町 2 丁目 高齢単身世帯の急増

-3 転入・転居者数

- ・生産年齢人口の転入・転居 減少
- ・穂積菰江線整備との関連

平成 13 ~ 18 年：穂積菰江線北半分の整備完了

整備前(平成 7 ~ 12 年) と比較すると、穂積 1 丁目・野田町は横ばい

平成 19 ~ 23 年：穂積菰江線南半分の整備完了

転入者比率は全体に減少、ただし道路整備が近年に完了した街区は大きく減少せず



(4) 今後の研究課題

昨年度で人口異動の把握は終了している

建物の状況等から、居住特性をより詳細に把握し、地区の変化を探る

．平成 25 年度研究の内容

(1) 研究内容

1) 建物更新状況の把握（平成 24 年度研究で未着手の地域を含む）

穂積菰江線、三国塚口線との交差部まで整備完了（平成 25 年 4 月）

庄内西町 5 丁目、庄内幸町 5 丁目まで対象地域を拡大

2) 庄内地区西部におけるインフラ整備の効果を考察

平成 24 年度研究、平成 25 年度研究を踏まえたまとめ

(2) 方法

1) 固定資産税のデータを用いて土地利用状況を把握

新築家屋数、建物の種類、築年数、延床面積

建物更新状況を地区ごとにまとめる

2) 人口状況、土地利用状況の周辺地区との比較

1) のデータ及び国勢調査データ等を用いて、庄内地区西部と周辺地域を比較

道路整備が進捗している庄内地区西部の土地利用状況・人口が、周辺地域と比べどのように変化しているかを考察する

．スケジュール

年 月	主 な 予 定
平成 25 年 4 月～5 月	昨年度研究の振り返り、調査計画案の作成・検討、文献調査
6 月～7 月	運営委員会への報告、調査内容の再検討 データの取得
8 月～10 月	データの分析
11 月～平成 26 年 3 月	報告書作成・発行、研究報告会

．平成 24 年度までの研究の概要

(1) 調査の背景・目的

「豊中市のイメージとは？」...大阪市に近いだけでなく、服部緑地や大阪国際空港など、独自の魅力をもっているが、まとまったイメージがない？

本研究では、豊中市民が、豊中市のまちづくりをどう評価し、将来どのような方向性が望ましいと考えているのか、またどのようなコンセプトを求めているのかを抽出し、豊中市の活力・魅力づくり、あるいは「豊中ブランド」創出に資することを目的に実施してきた。

(2) 過去の調査研究について

1) 平成 23 年度研究 (大床 元研究員)

- ・平成 23 年度は、豊中市の地域社会活性化に係る知見を収集するために、アンケートを用いて、市内外の住民に対して「豊中市の地域資源は何か」や「豊中市のイメージ」について調査した。
- ・現状では、料理店やスイーツを中心としたネットワークの活用(食文化資産のブランド化)、豊中まつり、服部緑地、ロマンチック街道、野球などの高校スポーツ、豊南市場、住宅都市らしさは、重要な地域資産・イメージであることが確認できた。

2) 平成 24 年度研究 (熊本 研究員)

-) 平成 24 年度は、昨年度の調査研究及び既存の庁内資料の精査、豊中市内の事業所へのヒアリングを実施し、どのようなまちづくりのコンセプトが望ましいのかについて検討した。
-)) を元に豊中市民に対するアンケートを設計・実施し、どのようなまちづくりのコンセプトが良いのかを探った。アンケート結果については、各調査項目について、コレスポンス分析とクロス集計に基づく分析を行った。

【アンケート分析結果の概要】

- ・現状市民からも認知され、これからのまちづくりのコンセプトとして重要視されているもの
 - 「緑・公園」、「子育て・教育」(一人暮らしの人もまちづくりのコンセプトとして重要と認識) の 2 項目。
- ・市民からの認知度は高いが、これからのコンセプトとしてあまり支持されていないもの
 - 「人とのふれあい」の 1 項目。
- ・現状市民からの認知度は低いが、これからのまちづくりに必要なコンセプト
 - 「音楽」(千里、庄内地区が有望)、 「若者」(50-70代)、 「おいしい店」(10-30代)、 「魅力的・個性的な店舗」の 4 項目。

(3) 今後の研究課題

平成 23 年度では豊中市のブランド力評価について、平成 24 年度は豊中市のブランド力を活かしていくにはどのような方向性が望ましいのかについて、調査した。

しかし、平成 23 年度研究について、当時アドバイスをいただいていた関西学院大学商学研究科の和田充夫教授（当時）から指摘があった

「『子育て』『教育』『緑が身近にあふれる景観』というおおまかなイメージだけではなく、具体的な市内の取り組み・人・物などどのように有機的に結び付けていくかが、ブランドコンセプトを創っていく際には重要である」
（平成 23 年度第 2 回運営委員会資料 2 より）

という点については、この 2 年間の調査研究では未着手であり、積み残されたままである。

・平成 25 年度研究の内容

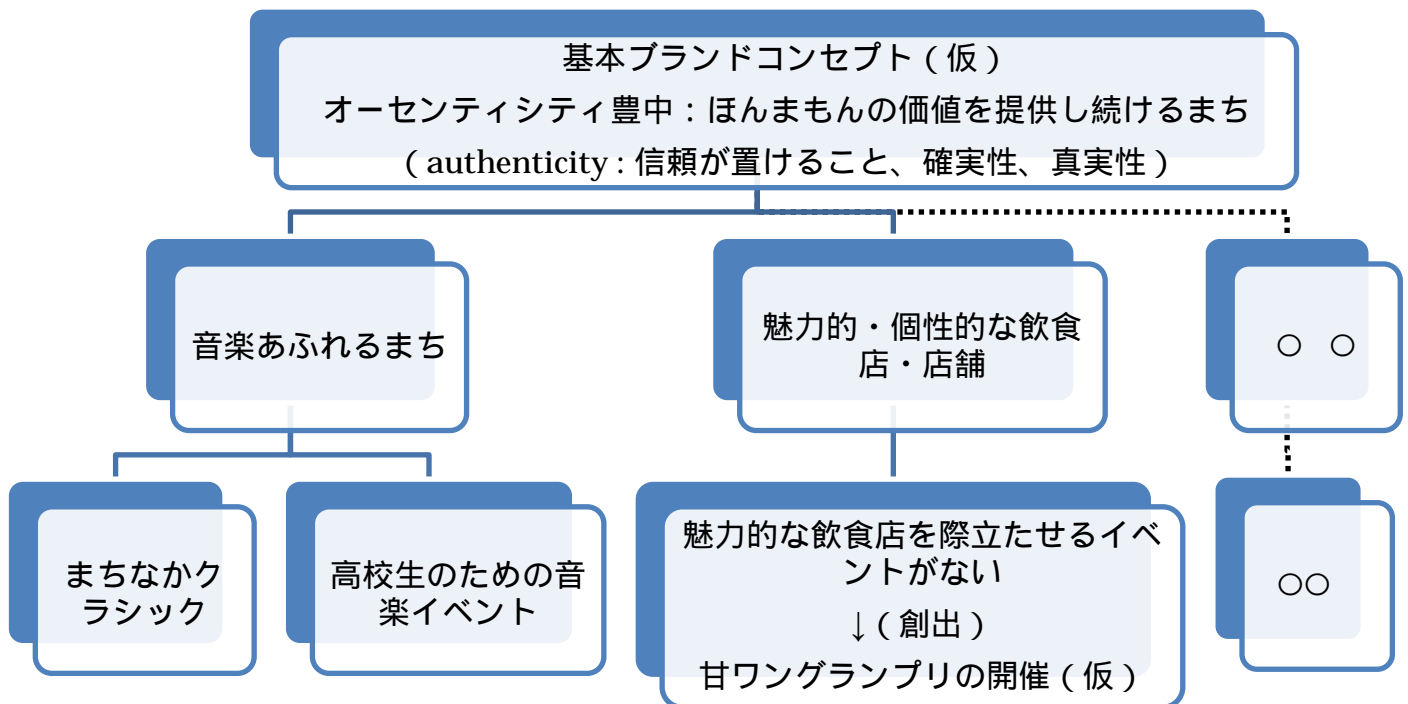
（1）研究内容

平成 25 年度は、市や民間事業等の取り組み等を豊中ブランドとしてまとめあげるために、今後の方向性について、コンセプトと体系を明らかにし、どのような手順で何に手を着けるのかという道筋の概略を提案することを目指す。

（2）ブランドコンセプト案とブランド体系の検討

- ・これまでの調査結果を元に、豊中ブランドのコンセプト案の検討を実施。
- ・コンセプト案に沿って既存事業を整理。
- ・既存事業で満たし切れていない領域については、先進事例の調査を行い、新規の事業創出も視野にいれながら検討。 庁内に部局横断的検討体制を設けて検討
- ・豊中ブランドの実現に必要なとされた内容をどうやって発信していくべきか、どうやったら継続したものになるのかについても検討。 庁内に部局横断的検討体制を設けて検討

【ブランドコンセプト案のイメージ図】



(3) 部局横断的検討体制について

都市活力創造室、文化芸術室、地域経済課、千里地域連携センター、南部地域連携センター等の室課と、学識経験者を交え、意見交換を実施。

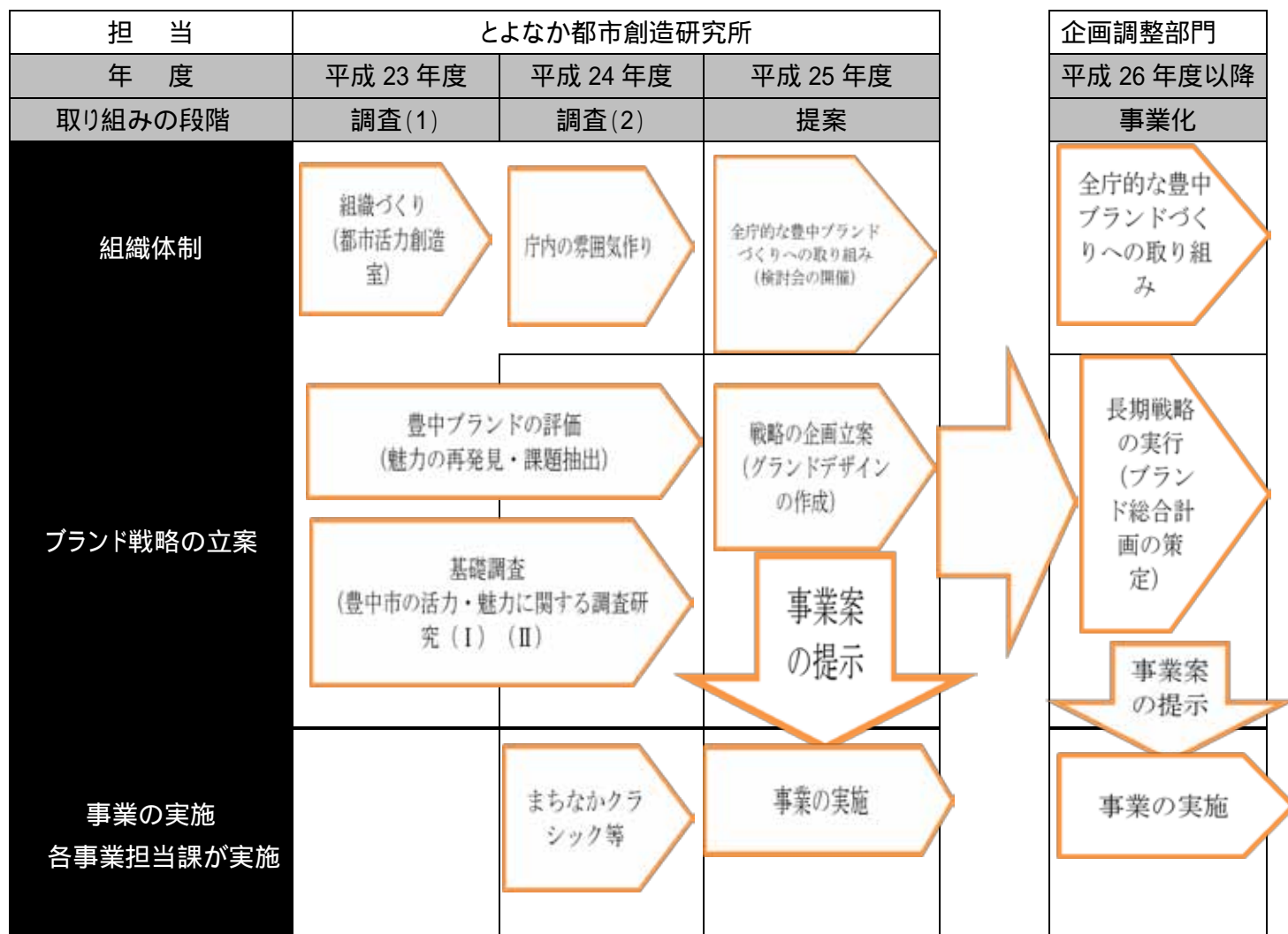
(4) 報告書の作成

過去2年間の総括も含めた、これからの豊中市の魅力づくりに向けた方策・アイデア・手順を提案。

・スケジュール

年 月	主 な 予 定
平成 25 年 4 月～6 月	昨年度研究の振り返り、調査計画案の作成・検討
7 月～12 月	コンセプト案の提示、事業調査、庁内検討会
平成 26 年 1 月～3 月	報告書の作成

【参考】平成 23 年度～平成 26 年度の取り組みイメージ



機関誌「TOYONAKA ビジョン 22 vol.17」について

・機関誌 TOYONAKA ビジョン 22 の目的

都市政策に関するデータや情報について、TOYONAKA ビジョン 22 を通じて発信、提供することにより、都市に関する問題や市の抱える様々な課題などについて、市民や職員の認識を深め、市行政の運営や調査研究活動に対する理解と協力を啓発することを目的とする。

・平成 25 年度機関誌の企画

1) 編集アドバイザー（監修）

赤尾 勝己 関西大学文学部 教授

2) 特集テーマ：「都市の地域ブランド戦略（仮）」

地域ブランドを構築するには、地域の特性、あるいは地域にある資源を発掘し活かすことが求められる。そして、地域の特性をアピールすることによって、地域の活性化や自律を促し、他都市との差別化や競争優位性を発揮することが求められる。

言い換えれば、地域ブランド戦略はまちの資産などの掘り起こしによる地域ブランド価値の創出であり、とりわけまちの文化的背景などを意識し、戦略化・重点化することであり、まちの要素を絞り込むことも必要になる。

市民が自治体を選ぶ時代と言われる昨今、豊中市も「住みたいまち、訪れたいまち」にならないければならず、そのためには地域ブランド価値の創出が欠かすことができない。幸い、これまで豊中市は、良好な住宅文教都市として発展し、地域の中で醸成されてきた市民力や地域力は極めて高いものにある。また、他都市との差別化などを考えた時、豊中市が持つ地域資源には有望なものも多い。そのポテンシャルを活かしながら、都市の活力・魅力づくりに取り組めば、他都市以上の成功を納めることが期待できると考えられる。

このような背景から、平成 25 年度機関誌「TOYONAKA ビジョン 22」では、各分野で活躍されている有識者の方々に執筆をお願いし、これらの地域資源を活かしながら今後、豊中市としての活力・魅力づくりの方向性を考える機会を設けるため、特集テーマとして「都市の地域ブランド戦略」を設定する。そこで有識者の先生方から、「地域資源を活かしたブランドづくり」「地域ブランドにおける多様なメディアの活用策」等について論じていただく。

3) トピックス：「様々な主体による活力・魅力向上の取り組み（仮）」

特集テーマを踏まえて、様々な主体によるまちづくりに焦点をあてて論じていただく。

特集テーマ：「都市の地域ブランド戦略（仮）」

トピックス：「様々な主体による活力・魅力向上の取り組み（仮）」

4) 2013 年度『ビジョン 22』執筆候補者（敬称略）

・刊行によせて 赤尾 勝己（関西大学文学部 教授）

・特集テーマ：「都市の地域ブランド戦略（仮）」

集客都市と自治体ブランド戦略（仮）	橋爪 紳也 （大阪府立大学 21 世紀科学研究機構 教授）
ものがたり観光 - 創造的感動体験について -（仮）	加藤 晃規 （関西学院大学総合政策学部 教授）
地域ブランドにおけるメディアの活用（仮）	吉田 ともこ （ブランド戦略コンサルタント、神戸女学院大学 非常勤講師）
地域ブランドのまちづくりの実践（仮）	濱田 恵三 （流通科学大学サービス産業学部 教授）

・トピックス：「様々な主体による活力・魅力向上の取り組み（仮）」

複合型生涯学習施設の可能性（仮）	赤尾 勝己 （関西大学文学部 教授）
民間事業者による観光まちづくり（仮）	阪急電鉄株式会社 都市交通計画部 担当者
豊中市によるまちの活性化に向けた取り組み（仮）	とよなか都市創造研究所 担当者

・編集スケジュール

5 月～7 月	9 月～10 月	11 月～12 月	1 月～2 月	3 月～
執筆依頼	原稿締め切り 10 月 10 日頃	校正作業	印刷作業	刊行

[参考]. 過去の特集テーマとトピックス

平成 22 年度（2010 年度）

- ・特集 集 : 地域の再生を論ずる視覚
- ・トピックス : 地域におけるまちの動向

平成 23 年度（2011 年度）＜編集アドバイザー：新川達郎 同志社大学大学院 教授＞

- ・特集 集 : 安心・安全システム構築とは何か
- ・トピックス : 大都市圏における基礎自治体の安心・安全

平成 24 年度（2012 年度）＜編集アドバイザー：北村亘 大阪大学大学院 准教授（当時）＞

- ・特集 集 : 地方政府間の広域における課題や方策
- ・トピックス : 海外における広域連携の現在